

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和3年10月20日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100184号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2100019号

第1 結論

平成9年11月から平成10年1月までの請求期間及び平成11年3月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成9年11月から平成10年1月まで
② 平成11年3月

学生のときに免除期間として承認された請求期間①の国民年金保険料は、15年ほど前に政治家の保険料未納問題が世間で話題になっていた頃、A市のB区役所又はC社会保険事務所(当時)の窓口で現金で追納した。その際に窓口の担当者から、これで過去の保険料は全て納付された旨の説明を受けたことを記憶している。また、未納期間とされている請求期間②の保険料は、平成11年4月からの就職に伴いD市からA市へ転居する際にD市で納付したか、あるいは請求期間①の保険料を追納した際に一緒に納付したと思う。請求期間①及び②を納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、15年ほど前に政治家の国民年金保険料未納問題が世間で話題になっていた頃、A市のB区役所又はC社会保険事務所の窓口において請求期間①の保険料を現金で追納したと主張しており、当該追納をしたとする時期は過去の報道記事等から平成16年頃と推定できるところ、請求者に係るオンライン記録により請求期間①は保険料の免除期間であることが確認でき、免除期間に係る保険料は10年前まで遡って納付することができることから、平成16年時点において請求者は当該期間の保険料を追納することは可能である。

しかしながら、請求期間①の追納に係る国民年金保険料は国庫金として納付することとなるため、制度上、市町村において収納することはできない上、A市B区は、国庫金は市町村では取り扱っておらず、請求者に係る国民年金保険料の納付記録については資料がなく確認することができない旨回答している。

また、日本年金機構E年金事務所は、平成16年当時、C社会保険事務所の窓口において、免除期間に係る国民年金保険料の追納申込みをした当日に保険料を現金納付することは可能で

あったと思われる旨回答している一方、保険料の追納にあたり必要な納付書を作成するためには追納申込みに係るデータを社会保険オンラインシステムに入力する必要があり、入力された当該情報はオンライン記録に反映される旨回答しているところ、請求者に係るオンライン記録には当該情報は登録されていない上、同年金事務所は、請求者が同社会保険事務所において追納の申込みを行ったことが確認できる資料は保管していないと回答している。

- 2 請求期間②について、請求者は、請求期間②の国民年金保険料を平成 11 年 4 月からの就職に伴いD市からA市へ転居する際にD市で納付したか、あるいは請求期間①の保険料を追納した際に一緒に納付したと主張している。

しかしながら、D市は、請求者に係る国民年金保険料の納付記録については資料がなく確認することができないと回答している上、オンライン記録により平成 12 年 10 月 5 日付けで請求者に国民年金保険料の未納期間に係る納付書が作成されていることが確認でき、請求者は平成 11 年 3 月以外に保険料の未納期間はなく（請求期間①は免除期間であり未納期間ではない）、当該納付書の対象は請求期間②の保険料であると認められることから、当該納付書が作成された平成 12 年 10 月時点において請求期間②の保険料は未納であったことが推認できる。

また、請求者が請求期間①に係る保険料を追納したとする平成 16 年頃は、未納期間に係る国民年金保険料の徴収権の時効である 2 年を既に経過しており、請求期間②の保険料を納付することができない。

- 3 請求期間①及び②について、請求者が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（追納申込承認通知書、確定申告書、家計簿等）はなく、当該期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。